

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 東海財務局長  |
| 【提出日】               | 平成30年12月21日   |
| 【会社名】               | 株式会社ティア   |
| 【英訳名】               | TEAR Corporation  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 富安 徳久   |
| 【本店の所在の場所】          | 名古屋市北区黒川本通三丁目35番地 1   |
| 【電話番号】              | 052-918-8200 (代表)   |
| 【事務連絡者氏名】           | 専務取締役経営企画室長 辻 耕平  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 名古屋市北区黒川本通三丁目35番地 1   |
| 【電話番号】              | 052-918-8254  |
| 【事務連絡者氏名】           | 専務取締役経営企画室長 辻 耕平  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 188,232,000円<br>(注)募集金額は、発行価額の総額であります。                          |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月27日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年12月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成30年12月21日に有価証券報告書を東海財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部【追完情報】

(訂正前)

### 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について変更及び追加がありました。

以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は、当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の「事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を抜粋して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

<中略>

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設及び(2)重要な改修」については、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在(ただし、既支払額については平成30年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

<中略>

### 3 臨時報告書の提出

<中略>

### 4 資本金の増減

<中略>

### 5 最近の業績の概要

<後略>

(訂正後)

## 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年12月21日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年12月21日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

中略部分全削除

## 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期事業年度)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設及び(2)重要な改修」については、本有価証券届出書提出日(平成30年11月27日)現在(ただし、既支払額については平成30年10月31日現在)、以下のとおりとなっております。

&lt;後略&gt;

「3 臨時報告書の提出」の全文削除

「4 資本金の増減」の全文削除

「5 最近の業績の概要」の全文削除

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                              |                          |
|---------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第21期)      | 自 平成28年10月1日<br>至 平成29年9月30日 | 平成29年12月22日<br>東海財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第22期第3四半期) | 自 平成30年4月1日<br>至 平成30年6月30日  | 平成30年8月10日<br>東海財務局長に提出  |

&lt;後略&gt;

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                              |                          |
|---------|----------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第22期) | 自 平成29年10月1日<br>至 平成30年9月30日 | 平成30年12月21日<br>東海財務局長に提出 |
|---------|----------------|------------------------------|--------------------------|

&lt;後略&gt;

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年12月21日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 家元 清文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

## < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティア及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティアの平成30年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ティアが平成30年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月21日

株式会社 ティア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 家元 清文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂部 彰彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティアの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティアの平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。